令和2事務年度における相続税の調査等の状況

令和3年12月 広島国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

Ⅱ 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

Ⅲ 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実施しました。

令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少しましたが、 大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、実地調査1件当たりの追徴税額は742万円(対前 事務年度比140.5%)となり、過去10年間で最高となりました。

		事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	
項			节和兀争務年 及	市和 2 事務年段	対前事務年度比
		⇒ ₩=□★#	件	件	%
1	:	実地調査件数	476	240	50.4
)	+ :		件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	397	204	51.4
0		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	83.4	85.0	1.6
)	-		件	件	%
4	里)	加算税賦課件数	67	33	49.3
	重	加算税賦課割合	%	%	ポイント
(5)		(4/2)	16.9	16.2	▲0.7
		(注)	百万円	百万円	%
6	甲	告漏れ課税価格	13,068	7,882	60.3
		⑥のうち	百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	2,973	2,061	69.3
			百万円	百万円	%
8	,	本税	2,136	1,480	69.3
	· 追 徴	1 - 66-71	百万円	百万円	%
9	税額	加算税	375	301	80.3
	싅		百万円	百万円	%
10		合計	2,511	1,781	70.9
	1 実	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
(1)	件 当	(⑥/①) (注)	2,745	3,284	119.6
	· 当 た	追徴税額	万円	万円	%
12)	た り 査	(10/1)	528	742	140.5

⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

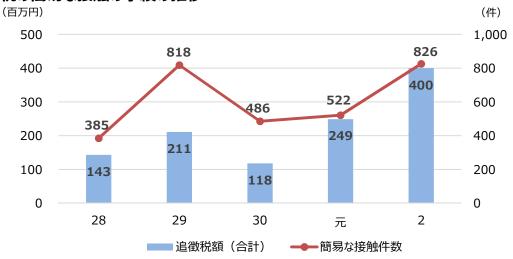
2 相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り 等がある申告を是正するなどの接触(以下「簡易な接触」といいます。)の手法も効果的・効率的に活用し、適 正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、積極的に簡易な接触に取り組むことにより、**簡易な接触件数は826件(対前** 事務年度比158.2%)、申告漏れ等の非違件数は226件(同172.5%)、申告漏れ課税価格は5,020 百万円(同161.1%)、追徴税額は400百万円(同160.6%)と、いずれも簡易な接触の事績を集計し 始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

〇 相続税の簡易な接触の事績

		事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	
項目	項目		1741儿争幼牛皮	71412 学幼牛皮	対前事務年度比
1	톝	簡易な接触件数	件 522	件 826	% 158.2
2	申告	漏れ等の非違件数	件 131	件 226	% 172.5
3	申	告漏れ課税価格	百万円 3,116	百万円 5,020	% 161.1
4	追	本税	百万円 240	百万円 382	% 159.2
(5)	徴 税	加算税	百万円 9	百万円 18	200.0
6	額	合計	百万円 249	百万円 400	160.6
7	1 簡件易	申告漏れ課税価格 (3/1)	_{БР}	Б РР 608	101.8
8	当 な た 接 り 触	追徴税額 (⑥/①)	ля 48	万円 48	100.0



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

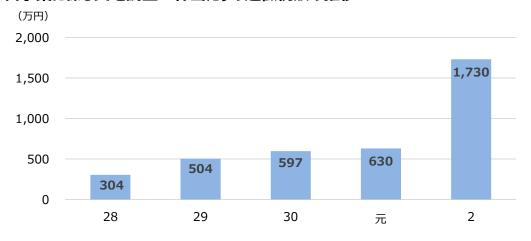
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和 2 事務年度においては、実地調査 1 件当たりの追徴税額は 1,730 万円 (対前事務年度比 274.6%) と増加し、無申告事案に対する実地調査 1 件当たりの追徴税額の集計を始めた平成 21 事務年度以降で最高となりました。

〇 無申告事案に対する実地調査の状況

		事務年度等			
			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
項E	1				为的子的一处记
1	9	実地調査件数	件	件	%
1	N	大地响且什奴	63	33	52.4
2	由4	こことの かまき 作業	件	件	%
(2)	II Ŧ	語漏れの非違件数	55	31	56.4
		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	87.3	93.9	6.6
	т.	生活4==15/年42	百万円	百万円	%
4	甲i	告漏れ課税価格	4,628	3,486	75.3
		+ 1H	百万円	百万円	%
(5)	追	本税	310	431	139.0
	徴	も口を与ばめ	百万円	百万円	%
6	税	加算税	87	140	160.9
	額	∧= ±	百万円	百万円	%
7		合計	397	571	143.8
	1 実	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
8	件 当	(4/1)	7,346	10,564	143.8
	ョ た 調	追徴税額	万円	万円	%
9	り査	(⑦/1)	630	1,730	274.6

〇 無申告事案に係る実地調査1件当たりの追徴税額の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報(共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報)などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

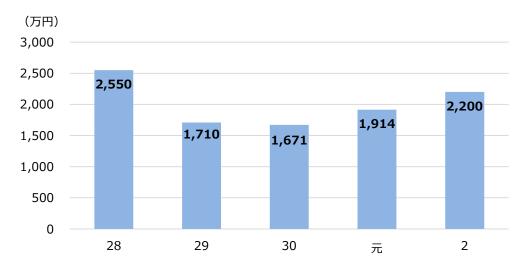
令和2事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は4件(対前事務年度比57.1%)、 非違1件当たりの申告漏れ課税価格は2,200万円(同114.9%)でした。

〇 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等項目		事務年度	令和2事	^富 務年度	対前事務	8年度比
1	海外資産関連事案に係る 実地調査件数		件 30		件 14		% 46.7
2	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	22	件 7	12	件 4	54.5	% 57.1
3	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	622	百万円	176	百万円	28.3	% 65.7
4	非 違 1 件 当 た り の 申告漏れ課税価格 (③/②)	2,827	万円 1,914	1,467	万円 2,200	51.9	% 114.9

- (注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が 日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに 該当する事案をいう。
 - 2 ②から④欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は115万円(対前事務年度比75.2%)でした。

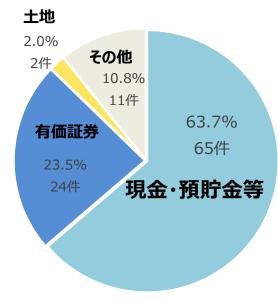
〇 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目	1	事務年度等	令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	実地調査件数		件 203	件 111	54.7
2	申告漏れ等の非違件数		件 187	件 9 5	50.8
3	申	告漏れ課税価格	百万円 1,162	百万円 479	41.2
4		追徴税額	百万円 311	百万円 128	% 41.2
(5)	1実件地	申告漏れ課税価格 (3/1)	_{万円} 572	_{万円} 432	75.5
6	ョ	追徴税額 (④/①)	万円 153	万円 115	75.2

〇 申告漏れ等の非違件数の状況

有申告3.2% 3件 無申告 96.8% 92件

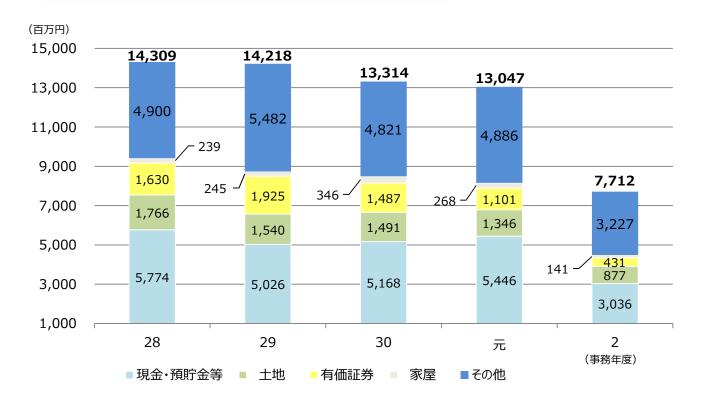
〇 調査事績に係る財産別非違件数



(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、 それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移





令和2事務年度における相続税の調査等の状況

(県別計表)

令和3年12月広島 関税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査事績
- 2 相続税の簡易な接触の事績
- 3 相続税の簡易な接触の事績の推移

Ⅱ参考計表

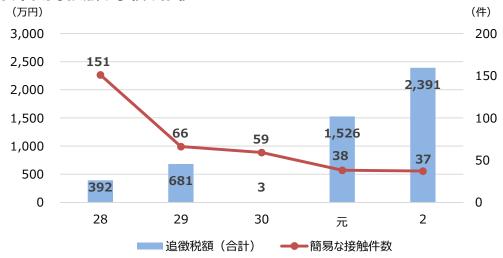
- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

【鳥取県】

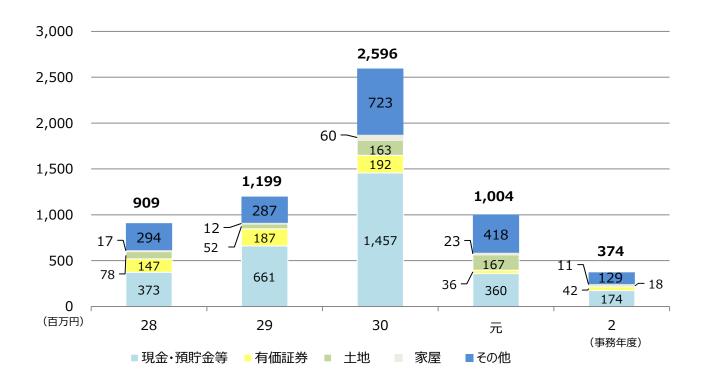
_					
項目	■	事伤 平 及 夺	令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
			件	件	%
1	į	実地調査件数	34	18	52.9
)	±.,		件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	32	15	46.9
		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	94.1	83.3	▲ 10.8
		Lo <i>ck 14</i> n-1-m /4- 44	件	件	%
4	里	加算税賦課件数	6	2	33.3
)	重	加算税賦課割合	%	%	ポイント
(5)	_	(4/2)	18.8	13.3	▲ 5.5
		(注)	百万円	百万円	%
6	甲	告漏れ課税価格	1,027	439	42.7
		⑥のうち	百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	156	76	48.7
			百万円	百万円	%
8	,	本税	107	53	49.5
	追 徴	1 - 66-71	百万円	百万円	%
9	税額	加算税	19	13	68.4
)	台只	0-1	百万円	百万円	%
10		合計	126	66	52.4
	1 実 申告漏れ課税価格	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
11)	件 地 当	(⑥/①) (注)	3,021	2,439	80.7
	ョ た	追徴税額	万円	万円	%
12	た り 査	(11)	371	367	98.9

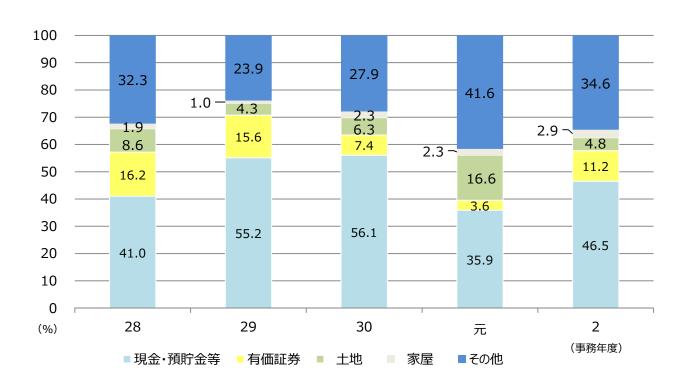
⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

		事務年度等	人 和一声效左帝	今知 つ東数左帝	
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	佢	簡易な接触件数	件 38	件 37	% 97.4
2	申告	漏れ等の非違件数	件 7	件 11	% 157.1
3	申	告漏れ課税価格	_{万円} 21,991	_{万円} 40,880	% 185.9
4	追	本税	_{万円} 1,476	_{万円} 2,248	% 152.3
(5)	徴 税	加算税	万円 51	万円 143	% 280.4
6	額	合計	_{万円} 1,526	_{万円} 2,391	156.7
7	1簡件易	申告漏れ課税価格 (3/1)	万円 579	万円 1,105	190.8
8	当 た 接 り 触	追徴税額 (⑥/①)	万円 40	万円 65	% 162.5



1 申告漏れ相続財産の金額の推移





【島根県】

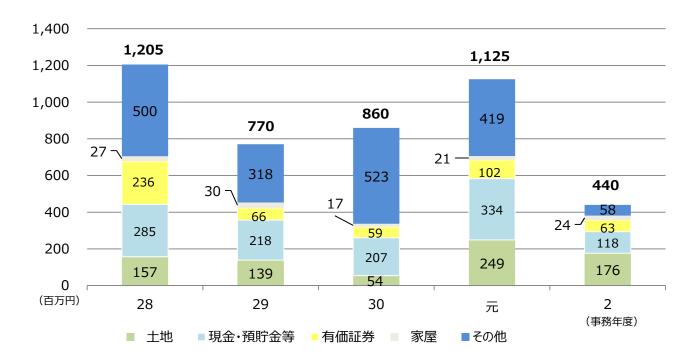
		事務年度等			
項目	∃		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
0		字 州:田木/比米	件	件	%
1	i	実地調査件数	42	15	35.7
		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	33	13	39.4
0		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	78.6	86.7	8.1
	H	Lo <i>fe-1</i> 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	件	件	%
4	里)	加算税賦課件数	6	1	16.7
	重加	加算税賦課割合	%	%	ポイント
(5)		(4/2)	18.2	7.7	▲ 10.5
		(注)	百万円	百万円	%
6	中·	告漏れ課税価格	1,147	396	34.5
		⑥ のうち	百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	134	54	40.3
		1 714	百万円	百万円	%
8	٠,4	本税	128	19	14.8
	追 徴	I protective	百万円	百万円	%
9	税額	加算税	18	3	16.7
	台共	A = 1	百万円	百万円	%
10		合計	146	22	15.1
	1 実	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
11)	件 地 当	(⑥/①) (注)	2,731	2,640	96.7
	当 た	追徴税額	万円	万円	%
12	り査	(m/1)	348	147	42.2

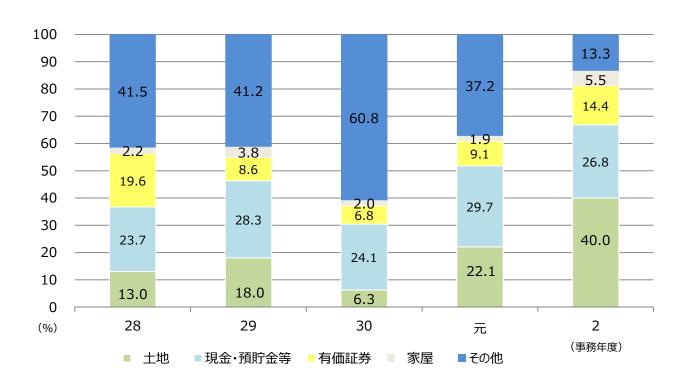
⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

事務年度等			人 和一声改左薛	今 和3東変左帝	
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	冟	簡易な接触件数	件 65	件 103	% 158.5
2	申告	漏れ等の非違件数	件 16	件 28	175.0
3	申	告漏れ課税価格	_{万円} 37,805	万円 58,569	154.9
4	追	本税	_{万円} 3,482	_{万円} 3,521	101.1
(5)	型 徴 税	加算税	万円 183	万円 180	98.4
6	額	合計	_{万円} 3,665	_{万円} 3,701	101.0
7	1 簡件易	申告漏れ課税価格 (③/①)	_{万円} 582	万円 569	97.8
8	当 な た 接 り 触	追徴税額 (⑥/①)	лн 56	лн 36	64.3



1 申告漏れ相続財産の金額の推移



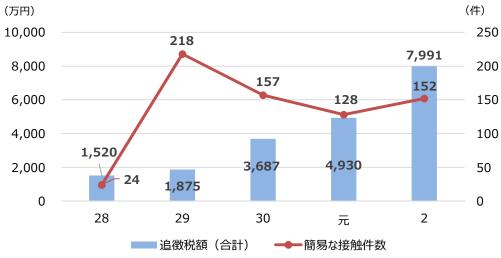


【岡山県】

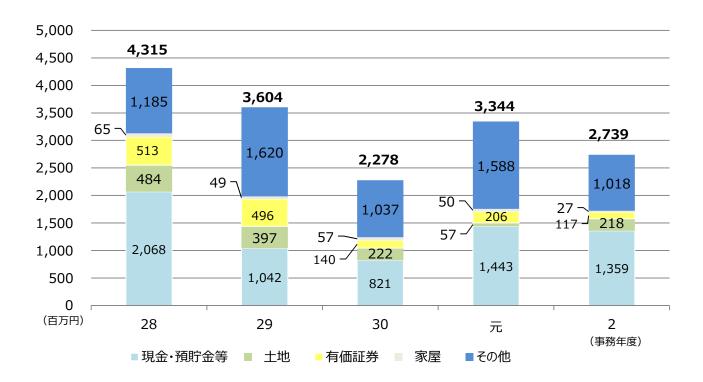
		事務年度等			
項目	∃		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
	,	宇 州:田本 <i>/</i> 比 ***	件	件	%
1	i	実地調査件数	117	67	57.3
0			件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	97	60	61.9
0		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	82.9	89.6	6.7
	-	Lo <i>fe-1</i> 1 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	件	件	%
4	里)	加算税賦課件数	16	8	50.0
	重	加算税賦課割合	%	%	ポイント
(5)		(4/2)	16.5	13.3	▲3.2
		(注)	百万円	百万円	%
6	中	告漏れ課税価格	3,320	2,816	84.8
		⑥ のうち	百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	1,104	1,031	93.4
		1 714	百万円	百万円	%
8	\ 	本税	657	523	79.6
	追 徴	1 - 66-71	百万円	百万円	%
9	税額	加算税	138	140	101.4
	台共	A = 1	百万円	百万円	%
10		合計	796	663	83.3
	1 実	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
11)	件 地 当	(⑥/①) (注)	2,838	4,203	148.1
	当 た た	追徴税額	万円	万円	%
12	た り 査	(m/1)	680	990	145.6

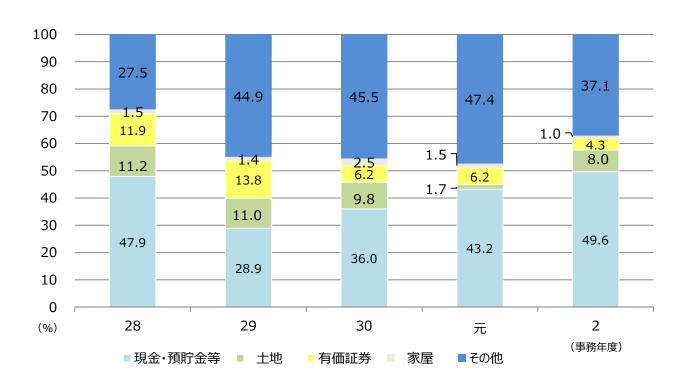
⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

事務年度等			人 和二声数左薛	今知 つ東数左帝	
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	Ê	19月間 19月間 19月間 19月間 19月間 19月間 19月間 19月間	件 128	件 152	118.8
2	申告	漏れ等の非違件数	件 33	件 5 5	166.7
3	申	告漏れ課税価格	_{万円} 118,600	_{万円} 96,738	81.6
4	追	本税	_{万円} 4,670	万円 7,744	165.8
(5)	徴 税	加算税	万円 260	万円 247	95.0
6	額	合計	_{万円} 4,930	_{万円} 7,991	162.1
7	1簡件易	申告漏れ課税価格 (3/①)	_{万円} 927	_{万円} 636	68.6
8	当 な た 接 り 触	追徴税額 (⑥/①)	лн 39	лн 53	135.9



1 申告漏れ相続財産の金額の推移



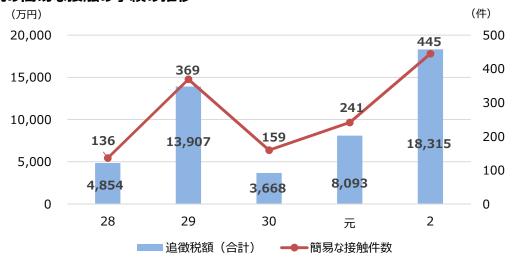


【広島県】

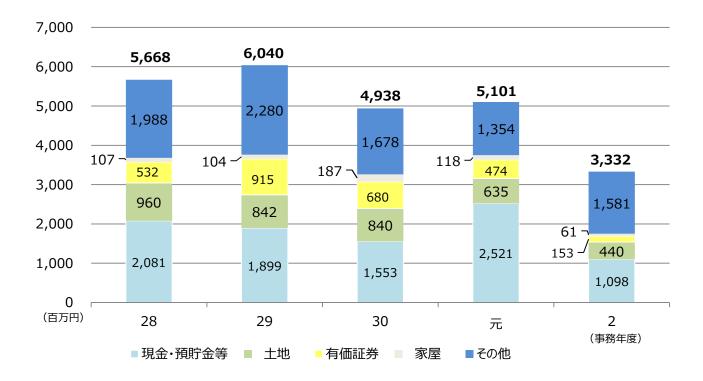
		事務年度等			
項目	∃		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
0		÷	件	件	%
1	i	実地調査件数	196	99	50.5
			件	件	%
2	甲告	漏れ等の非違件数	167	84	50.3
0		非違割合	%	%	ポイント
3		(2/1)	85.2	84.8	▲0.4
	-		件	件	%
4	里)	加算税賦課件数	27	15	55.6
	重	加算税賦課割合	%	%	ポイント
(5)		(4/2)	16.2	17.9	1.7
		(注)	百万円	百万円	%
6	中	告漏れ課税価格	4,918	3,295	67.0
		⑥ のうち	百万円	百万円	%
7	重	加算税賦課対象	946	687	72.6
		1 714	百万円	百万円	%
8	, φ	本税	789	756	95.8
	追 徴	I more the	百万円	百万円	%
9	税額	加算税	113	127	112.4
	台共	A = 1	百万円	百万円	%
10		合計	902	883	97.9
	1 実	申告漏れ課税価格	万円	万円	%
11)	件 地 当	(⑥/①) (注)	2,509	3,328	132.6
	ョ た た	追徴税額	万円	万円	%
12	た り 査	(10/1)	460	892	193.9

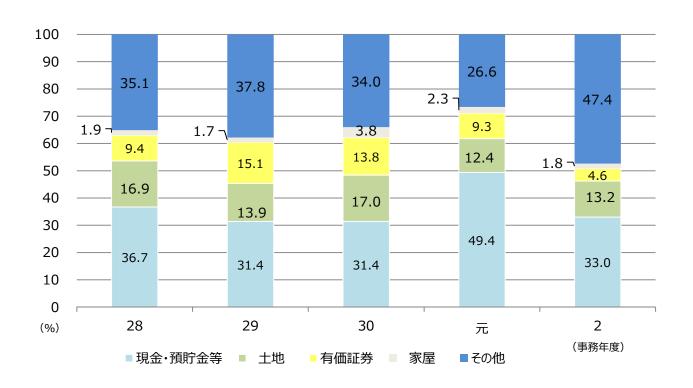
⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

		事務年度等	人 和一声效左帝	今和3東欧左 帝	
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	簡易な接触件数		件	件	%
•			241	445	184.6
2	申告漏れ等の非違件数		件	件	%
			54	84	155.6
3	申告漏れ課税価格		万円	万円	%
			106,884	210,309	196.8
		本税	万円	万円	%
4	追		7,794	17,480	224.3
	徴	加算税	万円	万円	%
(5)	税		299	835	279.3
6	額	合計	万円	万円	%
			8,093	18,315	226.3
	1 簡 件 当 た 接	申告漏れ課税価格 (3/1)	万円	万円	%
7			444	473	106.5
		追徴税額	万円	万円	%
8	り触	(6/1)	34	41	120.6



1 申告漏れ相続財産の金額の推移



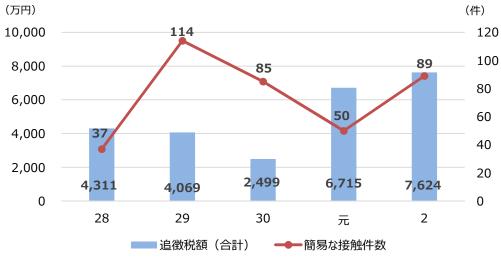


【山口県】

		事務年度等			
項目	∄		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
0		÷	件	件	%
1	=	実地調査件数	87	41	47.1
0	申告漏れ等の非違件数		件	件	%
2			68	32	47.1
0	非違割合		%	%	ポイント
3		(2/1)	78.2	78.0	▲0.2
0	于上n分c1Hn=k=m/k+yb		件	件	%
4	里)	加算税賦課件数	12	7	58.3
0	重加算税賦課割合 (④/②)		%	%	ポイント
(5)			17.6	21.9	4.3
	(注)		百万円	百万円	%
6	中·	告漏れ課税価格	2,656	936	35.2
	⑥のうち 重加算税賦課対象		百万円	百万円	%
7			634	213	33.6
		本税	百万円	百万円	%
8	٠,4		455	130	28.6
	追 徴	加算税	百万円	百万円	%
9	税		86	17	19.8
	額	合計	百万円	百万円	%
10			541	147	27.2
	1 _実 件 地	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	万円	万円	%
11)			3,053	2,283	74.8
	ョ た	追徴税額 (⑩/①)	万円	万円	%
12	り査		622	359	57.7

⁽注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

		事務年度等	人 和二市改仁帝	今 和 2 東変左帝	
項目			令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
1	簡易な接触件数		件 50	件 89	178.0
					176.0
2	申告漏れ等の非違件数		21	48	228.6
3	申告漏れ課税価格		万円	万円	%
			26,291	95,501	363.2
4	追	本税	万円	万円	%
			6,617	7,223	109.2
	徴	加算税	万円	万円	%
(5)	税		98	401	409.2
	額	合計	万円	万円	%
6			6,715	7,624	113.5
	1 簡 件易な た接	申告漏れ課税価格 (3/①)	万円	万円	%
7			526	1,073	204.0
		追徴税額	万円	万円	%
8	り触	(6/1)	134	86	64.2



1 申告漏れ相続財産の金額の推移

